

国民健康保険 被保険者証を更新

表1 更新後の被保険者証の有効期限

対象	有効期限
被保険者証 昭和28年8月2日～ 29年7月1日生まれ 上記以外の70歳未満	70歳誕生日の末日(1日生まれの人は前月末) 来年7月31日
被保険者証兼 高齢受給者証 23年8月2日～24年 8月1日生まれ 上記以外の70歳以上	75歳誕生日の前日(後期高齢者医療制度へ移行するため) 来年7月31日

表2 届け出が必要な場合

届出内容	届出内容	届出内容
本市に転入したとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき
子どもが生まれたとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険の被扶養者になったとき
本市を転出するとき	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	国民健康保険の被保険者が死亡したとき
市内で住所が変わったとき	世帯主や氏名が変わったとき	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき
保険証をなくしたとき	汚れて使えなくなったとき	

表3 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	低所得Ⅱ※6	低所得Ⅰ※7	8000円	2万4600円 1万5000円
Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円※1		5万7600円※5	
Ⅱ(同380万円以上)	16万7400円※2		2万4600円	
Ⅰ(同145万円以上)	8万1000円※3		1万5000円	
一般	1万8000円※4		5万7600円※5	

表4 70歳未満の自己負担限度額(病院・診療所ごとに月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	25万2600円※1	14万1000円
所得が600万円を超え901万円以下	16万7400円※2	9万3000円
所得が210万円を超え600万円以下	8万1000円※3	4万4400円
所得が210万円以下	5万7600円	
住民税非課税世帯	3万5400円	2万4600円

※1 医療費(保険点数の合計×10円)が84万2000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
 ※2 医療費が55万8000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
 ※3 医療費が26万7000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
 ※4 8月～翌7月の年間自己負担限度額は、14万4000円
 ※5 4回目以降の自己負担限度額は、4万4400円
 ※6 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人
 ※7 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人で、その世帯の年間の所得が必要経費・控除(年金の場合は控除額を80万円として計算)および10万円(収入金額に給与収入が含まれている場合)を差し引いたときに0円の人

表5 入院時の食費標準負担額

所得区分	1食当たり
一般(下記以外の人)※1	460円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院 210円 90日を超える入院※2 160円
低所得Ⅰ	100円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童などの人は、1食260円
 ※2 90日以上入院をしている人は、91日目からの食費標準負担額が変わりますので領収証など入院期間が分かるものを持って申請してください

表6 均等割額の軽減表

軽減判定基準額	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割(1万5044円)
基礎控除額(同)+29万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割(2万5073円)
基礎控除額(同)+53.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割(4万117円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します

8月1日に国民健康保険被保険者証を更新します。個人ごとの被保険者証を7月中旬に簡易書留で世帯主宛にまとめて送付します。

新しい被保険者証の有効期限は表1の通り。国民健康保険は市内在住で、職場などの健康保険加入者とその被扶養者、生活保護を受けている人以外の全ての人が加入しなければなりません。表2に当てはまる人は、必ず14日以内に市役所1階の国民健康課に届け出てください。

●限度額適用認定証などの申請を市は、市国民健康保険の加入者(表3の一般と現役並み所得者Ⅲ除く)、入院時の医療費や高額な外来診療費の窓口支払いが表3・4の限度額までになる認定証を交付します。

また、住民税非課税世帯の人は食費標準負担額が表5の通り減額されます。既に持っている同認定証を引き続き利用する場合は、更新手続きが必要です。

●8月から新しい限度額適用認定証に3割負担で同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税所得額690万円未満の人は、限度額適用認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになります。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

●8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で交付を希望する人は手続きを、人間ドックの費用を一部助成する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限9055円)を助成します。

お早め

マイナポイント申し込み

マイナポイント第2弾のポイント申し込み期限は9月30日です。ポイント申し込みサイトは、今後混雑が見込まれ、一部の決済サービスは9月30日よりも前に申し込み期限が終了するため、早めに申請を。詳しくは、同ポイントホームページから確認してください。

●マイナンバー窓口休日開庁休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの相談などができる窓口を次の通り開設します。
 ▼日時 7月30日(日)午前9時～午後3時
 ▼会場 市役所1階の市民課窓口。
 ◎マイナンバーカード出張窓口

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

●マイナンバーカード出張窓口
 ◎マイナンバーカード出張窓口
 担当 ☎784・8121

犬の登録と狂犬病予防注射
 生後91日以上の飼い犬は、登録と毎年狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。接種をまだ受けさせていない飼い主は、市獣医師会指定獣医師で手続きを。
 【費用】▷登録と注射=6400円▷注射のみ=3400円。
 市生活環境課 ☎781-5371

〈夏休み企画〉施設を旅する！伊丹愛♡スタンプラリー
 市教委は、7月21日～8月27日、対象施設のイベントや講座に参加してスタンプを集めるとオリジナル缶バッジがもらえる「施設を旅する！伊丹愛♡スタンプラリー」を次の通り開催します。
 ▷対象施設=中央公民館、図書館「ことば蔵」、市立伊丹ミュージアム、緑ヶ丘体育館・武道館、伊丹スポーツセンター、ローラースケート場、稲野公園運動施設、ラスタホール、きららホール▷内容=対象施設でパスポート帳(スタンプ台紙。無料)を受け取り、対象イベントなどに参加してスタンプを集める▷対象=市内在住の小学生以下。
 対象イベントなどは参加料や申し込みが必要な場合があります。市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認を。
 市教委社会教育課 ☎764-7814

夏の交通事故防止運動
 7月15～24日は、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした夏の交通事故防止運動期間です。重点的な取り組みは次の通り。
 ▼子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保▽安全運転意識の向上▽自転車の交通安全▽飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶▽全座席でシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底。
 ◎市都市安全企画課 ☎784・8055

人命救助活動による感謝状を贈呈
 6月14日(水)、市内在住の濱崎宗成さん(67)は、5月に天王寺川に転落した女性を救助し、心肺蘇生で命を救った人命救助活動の貢献を称え、兵庫県知事から「感謝状」が贈呈されました。